

# CIRCULAR

By your side

## EEA 加盟国の全メンバーの皆様

2022年11月30日

ブレグジット（英国の EU 離脱）最新情報／EEA 加盟国でのランオフスタンダードクラブ UK（スタンダード UK）

EEA 加盟国のメンバー向けに発出した [2021年8月5日付最新情報の続報](#)をお届けします。

当時の最新情報に記載のとおり、当クラブは、英国 2000 年金融サービス市場法第 7 編（以下「第 7 編移転」）の規定に従って英国当局に登録する措置を講じ、スタンダード UK が従来担ってきた EEA（欧州経済領域）事業を姉妹会社のスタンダードクラブアイルランド DAC（以下「スタンダードアイルランド」）に譲渡しました。こうした EEA 加盟国で事業活動に携わってきた企業のランオフに関する動向を検討した結果、スタンダード UK 理事会では、「第 7 編移転」を継続しない決定を下しました。

EEA 加盟国での動向を絶えず注視してきましたが、「第 7 編移転」の登録をして以降、スタンダード UK の未払いクレームがある一部の EEA 加盟国での法的な立場では、無期限ランオフが認められています。

そこでスタンダード UK は、旧 EEA 事業の契約管理業務について、こうした無期限ランオフ体制で対応する意向です。一方、無期限ランオフを認めていない EEA 加盟国では、スタンダード UK の未払いクレームがある場合には、ランオフが認められている期間内に終了し、本来であればオープンクレームとなる場合は、他の方式（個別の更改など）により、条件が合えばクレームへのサービス提供を継続する見込みです。

当クラブの見解としては、第 7 編に基づく移転を実施したことで重大な混乱や費用が発生しかねないことも踏まえると、上に挙げたような方法であれば、これまで以上に保険契約者の利益に応える形でスタンダード UK の旧 EEA 事業のサービスを継続できます。

上記についてご不明点がありましたら、ご利用のクラブの窓口までお気軽にお問い合わせください。

以上



**Jeremy Grose**



**Director**  
The Standard Club UK Limited

Email: [jeremy.grose@standardclub.com](mailto:jeremy.grose@standardclub.com)

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)